

平成 29 年 4 月 28 日

会 社 名 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 石 井 茂  
(コード番号：8729 東証第一部)

## 譲渡制限付株式報酬制度の導入および 株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容変更に関するお知らせ

当社は、当社グループの企業価値向上を目的として、グループの経営層向けの株式報酬制度を拡充することとし、平成 29 年 4 月 28 日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入および株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容変更に関する議案を、平成 29 年 6 月 21 日開催予定の第 13 回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 第 1. 本制度の導入

##### 1. 本制度の導入目的等

###### (1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の業務執行取締役に当社グループの企業価値の持続的な向上を図る中長期インセンティブを更に与えるとともに、当社の業務執行取締役と当社の株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の業務執行取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度です。

なお、本制度は、平成 28 年度税制改正において、法人の役員等による役務提供の対価として一定期間の譲渡制限その他の条件が付されている株式が割り当てられた場合について、役員等における所得税の課税時期、法人における役員等の役務提供に係る費用の損金算入等に関する税制措置が講じられたことを踏まえたものです。

###### (2) 本制度の導入条件

本制度においては、当社が業務執行取締役に対して譲渡制限付株式を付与するために当該業務執行取締役が拠出する金銭報酬債権を当社から報酬として支給することになるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき当社株主の承認が得られることを条件といたします。

なお、当社の取締役報酬は、平成 17 年 6 月 27 日開催の第 1 回定時株主総会において、年額 300 百万円以内（ただし、役員賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とする旨承認されており、また、平成 28 年 6 月 23 日開催の第 12 回定時株主総会（以下、「前株主総会」といいます。）において、当該報酬等の額とは別枠にて、

業務執行取締役に対して、年額 200 百万円以内の範囲で株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を割り当てることにつき承認され、今日にいたっております。今般、これらの報酬枠とは別枠で、当社の業務執行取締役に対して、新たに譲渡制限付株式を付与する本制度を導入することにつき、本株主総会に付議する予定です。

## 2. 本制度の概要

当社の業務執行取締役は、当社の取締役会決議に基づき割当てを受ける当社普通株式につき、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として拠出し、当該普通株式を取得するものとします。

本制度に基づき当社の業務執行取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額 50 百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とします。各業務執行取締役への具体的な支給時期および配分については、当社の取締役会において決定するものとします。

本制度に基づき、当社が発行または処分する当社普通株式の総数は、年 50,000 株（ただし、本株主総会の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当を含みます。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分される当社普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）以内とし、その 1 株当たりの払込金額は、当社普通株式の発行または処分に係る取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当社の取締役会において決定するものとします。

また、本制度に基づく当社普通株式の発行または処分に当たっては、当社と当社の業務執行取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。本割当契約の内容としては、①当該業務執行取締役は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該割当株式を無償取得すること、③当社の取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等が含まれることとします。

（ご参考）

当社は、本株主総会終結の時以降、当社の執行役員ならびに当社の主要子会社（ソニー生命保険株式会社、ソニー損害保険株式会社およびソニー銀行株式会社をいいます。以下同様です。）の業務執行取締役および執行役員に対しても、上記と同内容の譲渡制限付株式を、当社の取締役会決議により割り当てる予定です。

## 第 2. 株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容変更

### 1. 変更の理由

当社グループの企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的とした役員報酬制度見直しの一環として、既に前株主総会において承認されました、業務執行取締役に付与する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権につき、当社の業務執行取締役はグループ戦略の実効性

を高めることと各社の健全な事業経営の管理を目的として当社のみならずグループ会社の役員としてグループの事業活動に従事することから、その行使時期を当社の業務執行取締役を退任する時点ではなく、当社グループ会社のいずれの業務執行取締役をも退任する時点とすることが適当であるため、この点に関する制度設計を変更し、併せて、当社の取締役会決議に基づき平成28年8月8日に当社の業務執行取締役に対して既に付与された株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関しても、当該変更と同様に内容を変更することとし、かかる変更を本株主総会に付議する予定です。

2. 変更する箇所および変更案の内容は、以下のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行新株予約権の内容	変更案
<p>(前略)</p> <p>(6) 新株予約権の行使の条件</p> <p>新株予約権者は、<u>当社の業務執行取締役の役位を喪失した日の翌日から10日</u> (10日目が休日に当たる場合には翌営業日) を経過する日までの間に限り、保有する全ての新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。</p> <p>(後略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(6) 新株予約権の行使の条件</p> <p>新株予約権者は、<u>当社および当社子会社の業務執行取締役のいずれの役位をも喪失した日の翌日から10日</u> (10日目が休日に当たる場合には翌営業日) を経過する日までの間に限り、保有する全ての新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。<u>ただし、上記のいずれの役位をも喪失した日の翌日から30日以内に当社または当社子会社の業務執行取締役に就任することが予定されている場合はこの限りでない。</u>その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。</p> <p>(後略)</p>

3. 変更後の株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

ただし、本総会決議の日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。なお、調整の結果生じる1株未満の

端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合、当該株式分割の基準日の翌日（基準日の定めがないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知する。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は1,000個を上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

各新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、当社の取締役会において定めるものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社および当社子会社の業務執行取締役のいずれの役位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、保有する全ての新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。ただし、上記のいずれの役位をも喪失した日の翌日から30日以内に当社または当社子会社の業務執行取締役に就任することが予定されている場合はこの限りでない。その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締

役会において定めるものとする。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、当社の主要子会社の業務執行取締役に対しても、上記と同内容の株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を、当社の取締役会決議により割り当てる予定です。

以 上

---

(お問い合わせ先)

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 広報・IR 部

電話 (03) 5290-6500 (代表)

E-mail : [press@sonyfh.co.jp](mailto:press@sonyfh.co.jp)

(ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社のホームページ)

<http://www.sonyfh.co.jp/>